

政令第 号

職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第九十七条の規定に基づき、この政令を制定する。
職員の服務の宣誓に関する政令（昭和四十一年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「なつた」を「なつた」に改め、「任命権者又はその指定する職員の面前において」を削り、「宣誓書に署名して、」を「宣誓書を」に改め、同条第二項中「署名及び提出は」を「提出は」に改め、同項ただし書中「署名及び」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。